

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第 十 八 卷 第 四 號

大正三十三年四月一日發行

故戸田海市博士肖像并に哀詞

論 叢

虞夏書に見^はれ^たる政治經濟思想 . . . 法學博士 田島 錦治

階級の動學的考察 . . . 文學博士 高田 保馬

獨逸最近の社會學論 . . . 文學博士 米田庄太郎

植民地の經濟政策に就きて . . . 法學博士 山本美越乃

時 論

不景氣と租稅 . . . 法學博士 神戸 正雄

說 苑

一子相續制度に就いて . . . 經濟學士 八木芳之助

客觀的勞賃論の史的發展 . . . 經濟學士 森 耕二郎

雜 錄

戸田博士逝く ○戸田海市君の追懷(西田鶴太郎) ○戸田博士を憶ひ

て(福田徳三) ○戸田君の追懷(神戸正雄) ○追憶の斷片(河上應) ○戸田

博士と私(河田嗣郎) ○戸田先生を憶ふ(小島昌太郎) ○戸田博士と大阪

市労働調査事業(關 二)

植民地の經濟政策に就きて (三・完)

山本美越乃

一般的に之を論ずる時は、植民地及之に準すべき地方の産業状態は、原始的産業殊に農業・栽培業・林業・鑛業・水産業等を以て其の主要なるものとなすが故に、是等の産業に必要な資金を融通せんと欲せば、植民地の金融機關は少くとも其の當初に於ては、普通銀行の業務以外に農業銀行又は不動産銀行の業務の一部をも之を兼ね營み得る資格を備へざる可からず、是れ植民地の金融機關としては必要缺く可からざる資格の一たり、此くして植民地の進歩發達に伴ひ漸次二次的産業の勃興を見るに至る時は、茲に金融機關の組織に關しても次第に兼業主義に依るよりは寧ろ分業主義に依るを以て便とするの時期に到達すべく、斯かる傾向にして愈々顯著となる時は、分業主義に依る金融機關の成立を可能ならしめ、遂に植民地の金融機關は其の實質に於ては殆ど母國の金融機關と大差なきに至るものなり、故に進歩したる植民地に於ては特に兼業主義に依る植民地銀行なるものを設けずして、母國に於けると同じく分業主義に依り各種の金融機關を設けて其の必要に應じつゝあり。

翻て之を我が國の植民地及之に準すべき地方に就きて考察するに、朝鮮・臺灣及樺太は其の産業的發展の特質よりせば、現在は勿論近き將來と雖も尙ほ原始的産業殊に農業・林業・鑛業・水産業等を以て主要なる産業となさざる可からざる状態に在るを以て、是等の産業に必要な資金融通の機關としては、上述の如く普通銀行の業務を營む者のみを以ては不充分にして、之と共に農業銀行又は不動産銀行の業務の一部をも兼ね營み得べき資格を有するものたらざる可からず、固より是等の植民地にして將來二次的産業の發達に主力を傾注するの必要を生ずるに至る時は、斯かる兼業主義の金融機關を以てしては双方の爲めに不便少からざるより、普通銀行の業務と農業銀行又は不動産銀行の業務とを分離して、各其の特色を發揮せしむるの却て有利なるを感ずるに至るべきも、現今は未だ其の時期に到達せるものと認むるを得ず、故に是等の地方に於ける所謂植民地銀行なるものは、農業銀行又は不動産銀行の性質の一半を具備するに非ずんば、金融機關としての機能を完全に發揮することを得ざるべし。

我が植民地中臺灣に於ける金融機關に關しては、領臺以前に在りては同島の重要農産物の輸出を業とせる南支地方の商人又は外國商人等が、仲買人の手を経て農民に資金融通の便を與へ、之が決済は現物即ち農産物を以てするの習慣ありしと、爲替に付きては滙兌局、茶業に付きては別に特殊の金融機關の存したる以外には、一般に銀行の業務を營めるものなかりしが、明治二十八

年臺灣總督府の設置せらるゝや、日本中立銀行は率先して出張所の開始に着手し、翌二十九年同行及日本銀行は相次で出張所を設けしが、同三十二年に至り日本中立銀行は三十四銀行と合併し従て該出張所も同行の支店となれり、是れ臺灣に於ける一般金融機關の濫觴たり、然るに之より先き政府は植民地に於ける特殊の金融機關の必要を認め、第十四議會の協贊を経て明治三十年法律第三十八號を以て臺灣銀行法を發布し、同三十二年六月之が設立を見るに至り、日本銀行出張所は中央銀行の業務を臺灣銀行に譲りて之を閉鎖したり、爾來臺灣に於ては各種の銀行例へば貯蓄銀行及商工業上の金融機關たるべき地方銀行等の勃興を見るに至れり、臺灣の中央銀行たる臺灣銀行は當初は資本金僅に五百萬圓を以て設立せられしが、其の後増資して現在の資本金額に達し、國庫事務・政府貸上金の事務等所謂中央銀行の事務を取扱ふと共に、他方に於ては一般銀行業・農工業金融を目的とする日本勸業銀行の代理貸付(註)・信託業及對外爲替金融等の業務を營み、且兌換銀行券發行の特權を有す、尤も銀行券の發行に對しては之と同額の金銀貨及地金銀を仕拂準備となすを要するも、是等の準備に依る外一定の限度迄は政府發行の紙幣・證券・兌換銀行券又は其の他の確實なる證券若しくは商業手形を保證準備として銀行券を發行することを得べく、更に市場の狀況に由り必要ある場合には、主務官廳の認可を受け前記の紙幣・證券・兌換券若しくは手形を保證として制限外の發行を爲すことを得るも、此の場合には政府の定むる發行税を納付する義務を有せり⁽¹⁾⁽²⁾

- (1) 持地六三郎著『臺灣殖民政策』一五五頁、臺灣總督府『臺灣事情』金融ノ部、
 (2) 臺灣銀行法第五條、第八條、第九條、臺灣銀行定款第四十四條乃至第四十七條、
 臺灣銀行刊『臺灣銀行二十年誌』第一編及第二編、

(註) 日本勸業銀行は從來臺灣銀行を通じて代理貸付を行ひ來りしも、臺灣の産業上の開發の爲めには自ら直接貸付を爲すの必要あることを認め、大正十二年一月以來臺北に支店を設けて其の業務を開始するに至れり。

朝鮮に於ても我が國の保護統治の開始前に在りては、金融機關の設備は頗る不完全なりしを以て、明治三十六年第一銀行の支店を京城に設くるや、舊韓國政府は之に託するに中央金庫の事務取扱を以てし、且銀行券の發行をすら公認したるを以て、我が政府も亦特に同行の銀行券發行を認むると共に中央銀行の業務を行はしめしが、同三十九年韓國政府は銀行條例を發布し、次で鮮人設立の漢城銀行及天一銀行に資金を貸與して後援を與へ、更に韓一銀行の設立せらるゝに及び一般金融機關は大に面目を改むるに至りしも、朝鮮の最も重要な産業の一たる農業の金融機關に付きては未だ見るに足るべきものなかりしを以て、同年農工銀行條例を發布して各地に農工銀行の設立を奨励し、政府借入起業資金の一部を融通して之に補助を與ふることゝなせり、漢湖農工銀行は此の種の金融機關の最初のものにして、爾來各道樞要の地に其の設立を見るに至れり、然るに一方朝鮮に於ける國庫金の出納・國債事務の取扱其の他中央銀行の業務に屬すべき事項は、從來第一銀行韓國總支店をして之を取扱はしめつゝありしも、經濟上の諸般の施設の發展に伴ひ別に中央銀行設立の必要を認め、同四十二年に至り韓國銀行を設立して中央銀行の業務を第一銀行より繼承せしめ、同四十四年韓國の併合と共に之を朝鮮銀行と改稱して今日に及べり、朝鮮銀行は當初資本金一千萬圓を以て設立せられしが、其の後増資の結果現在の資本額に達し、前述の

如く中央銀行の事務を取扱ふと共に又一般銀行の業務を營み、且臺灣銀行と同じく兌換銀行券發行の特權を有す、但し其の準備に關しては臺灣銀行と多少異なるものあり⁽¹⁾

朝鮮銀行は銀行券の發行高に對しては之と同額の金貨・地金銀又は日本銀行の兌換券を以て其の仕拂準備となすを要するも、銀の地金は仕拂準備總額の四分の一を超過するを許す、然るに臺灣銀行の銀行券の仕拂準備は金貨及地金銀は勿論銀貨を以てするも不可なく、又銀の地金に對しても何等の制限なし、加之、殊に著く異なる點は、朝鮮銀行に於ては日本銀行の兌換券を仕拂準備となして銀行券を發行し得るも、臺灣銀行は唯之を保證準備となし得るに過ぎざること是れなり、以上の仕拂準備に依る外、朝鮮銀行も亦一定の限度迄は國債證券其の他確實なる證券又は商業手形を保證準備として銀行券を發行することを得、更に市場の狀況に依り銀行券の發行を必要とする時は、主務官廳の認可を受け前記の證券又は手形を保證として制限外の發行を爲すことを得べく、斯かる場合には固より發行税を納付する義務を有す⁽²⁾。

(註) 日本銀行は兌換銀行券の發行高に對しては同額の金銀貨及地金銀を以て其の引換(即ち仕拂準備)となすを要するも、銀貨及銀地金は引換準備總額の四分の一を超過することを得ず、尤も是等の準備に依る外必要ある場合には一定の限度迄は政府發行の公債證券・大藏省證券其の他確實なる證券又は商業手形を保證準備として兌換銀行券を發行することを得、更に市場の狀況に由り流通貨幣の増加を必要と認むる時は大藏大臣の許可を得て前記の證券又は手形を保證として制限外の發行を爲すことを得るも、此の場合には主務大臣の定むる發行税を納付する義務を有せり、(兌換銀行券條例第二條)。

以上要述せる所に依りて臺灣銀行及朝鮮銀行の銀行券發行の制度を比較するに、臺灣銀行に對

- (1) 朝鮮銀行刊『朝鮮銀行五年志』
Economic History of Chosen (Compiled in commemoration of the
decennial of the Bank of Chosen) pp. 58-71.
- (2) 朝鮮銀行法第二十一條、第二十二條、朝鮮銀行定款第五十一條乃至第五十四條、

しては銀行券の發行高と同額の金銀貨及地金銀を仕拂準備となすべき旨を命ずる以外に、別に銀貨及銀地金の仕拂準備總額に對する割合の制限なきも、朝鮮銀行に於ては金貨地金銀又は日本銀行の兌換券を以て仕拂準備となすべき旨を命じ、銀貨を仕拂準備となすことを認めざるのみならず、銀の地金に付きても仕拂準備總額の四分の一を超過することを得ずとせり、此の點に關しては日本銀行の兌換券發行の引換準備としては、銀貨及銀地金は準備總額の四分の一を超過することを得ずと規定せると其の揆を一にし、即ち金本位主義の精神を一貫せるものと謂ふを得べきも、臺灣銀行の仕拂準備に付きては何等斯かる制限なきは、同行設立當時の臺灣の實情及銀本位國たる對岸支那・南洋等に對する密接なる關係を考慮して、此の如き特例を認めたるものなるべしと雖も、臺灣の經濟的事情の著く變化したる今日に於ては、他の發行銀行と同じく銀貨及銀地金の仕拂準備額に一定の制限を設くるも、何等の不便を感せしむるが如きことなかるべく、從て斯かる制限的の規定を設くることは、幣制統一上よりするも至當の要求と言はざる可からず。

次に朝鮮銀行の仕拂準備に關して特に注意すべき點は、同行は金貨及地金銀以外に日本銀行の兌換券を仕拂準備として銀行券を發行し得ること是れなり、臺灣銀行は兌換銀行券を保證準備即ち制限的の準備となし得るに過ぎざるに、朝鮮銀行は之を以て仕拂準備即ち無制限なる準備となすの特權を有せり、二者共に日本銀行の兌換券を準備として銀行券を發行し得る點に於ては異なる

る所なきが如しと雖も、一は之を保證準備となすに過ぎざるに他は之を以て仕拂準備となし得る相違は、臆て後者に在りては銀行券濫發の誘ひに陥り易きも、前者に於ては此の誘惑を免るゝ結果を生じ得べきが故に、斯かる點より論する時は決して輕視すべき問題に非ず、本來屈伸制限法に依る銀行券の發行方法は、他の諸種の發行方法に比較する時は最も弊害少なことの理由を以て一般に推奨せらるゝ所のものに屬するも、此の方法の缺點とも稱すべきは立法者の豫想に反して往々制限外の發行の行はれ易きことにして、換言せば立法上の制限も實際上に於ては兌換券の膨脹に對して抑制方に乏しきこと是れなり、這是獨逸帝國銀行及我が日本銀行の過去の實例に徴するも容易に其の然る所以を知るを得べし、發行方法自體に於て既に此の缺點を包藏せるを以て、發行の準備となるべき物件に關しては最も嚴密なる制限を加ふるに非ずんば益々濫發の弊に陥るの恐れあり、此の主旨よりせば母國の中央銀行の兌換券の如きは、之を正貨準備と同一に看做して無制限の準備物件たらしむるよりは、保證準備即ち一定の制限の下に準備物件たらしむる主義を採用するを以て寧ろ優れりと言はざる可からず。

加之、更に之を他方より觀察するも、植民地銀行に於て母國の中央銀行の兌換券を準備として無制限に自己の銀行券を發行することを得べしとせば、資金の必要を感ずる場合には植民地銀行は極力母國の中央銀行の兌換券の吸集に努め、又母國の中央銀行も發行税を納付するも尙ほ利益

ありと認むる場合には、深く資金の用途に注意することなくして制限外の發行を敢てするも其の需要に應せんとし、此くして遂には中央銀行の兌換の基礎をも薄弱ならしむるに至る虞れ全くなしとせず、故に此の點より考ふるも母國の中央銀行の兌換券を準備として植民地銀行券の發行を無制限に許すの制度は缺點を有するものと稱せざるを得ず。

中央銀行たる朝鮮銀行以外に半島の開發上極めて重要な金融機關を以て目せらるゝものは、朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社の金融部にして、朝鮮殖産銀行は舊韓國の財政整理時代に地方金融の利便を計ると共に一面殖産事業の振興を援けんとするの主旨より、明治二十九年に農工銀行條例を發布し、政府自ら其の株式を引受け或は無利子を以て貸下金をなす等該銀行の設立に援助を與へたる結果、一時は六農工銀行本店及四十一支店の設立を見、地方の産業の開發を助けたること少からざりしも、資本金は六銀行を合せて僅に二百六拾萬圓に過ぎざりしを以て、是等の各銀行を統一して一、大銀行となさんとする計畫の下に大正七年六月朝鮮殖産銀行令を發布し、同年十月一日に其の設立を見るに至れり、現今同銀行の資本金は參千萬圓にして本店を京城に支店を朝鮮各地に設けて、(一)三十年以内の年賦又は五年以内の定期償還方法に依り不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付、(二)五年以内の定期償還方法に依り漁業權を擔保とする貸付、(三)法令の規定に依り設定したる財團を擔保とする(一)の方法に依る貸付、(四)農業者又は工業者二

十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還方法に依る無擔保貸付、(五)公共團體に對する(一)の方法に依る無擔保貸付、(二)金融組合・派業組合其他營利を目的とせざる產業に關する法人に對し(一)の方法に依る無擔保貸付、(七)朝鮮の產物又は產業上に必要なる貨物を質とする貸付、(八)國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付、(九)爲替及荷爲替、(十)公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受、(十一)信託業務、(十二)預金又は地金銀・有價證券の保護預り、他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務代理、公共團體の爲めに金錢出納の取扱、普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並に手形割引の業務、貯蓄預金の業務等を營み、是等の營業資金を得んが爲めに拂込資本金額の十倍を限度として債券を發行し得る特權を有せり。

東洋拓殖株式會社は明治四十一年の設立にかゝり、當初の目的は日韓兩國政府の共同指導の下に拓殖事業の經營及之に必要な資金の供給を爲さんとするに在りしが、併合後大正六年に其の本店を内地に移したるも營業方針には何等の變更なく、前掲朝鮮殖産銀行と共に朝鮮に於ける不動産金融機關として頗る重要な地位を占めつゝあり、現今同會社の資本金は五千萬圓にして本店を東京に支店及出張所を朝鮮・滿洲・哈爾濱及支那の各地に置き、(一)拓殖上必要なる資金の供給、(二)農業・水利事業及土地の取得・經營・處分、(三)移住民の募集及分配、(四)移住民の爲め

に必要なる建築物の築造・賣買及貸借、(五)移住民及農業者に對して必要なる物品の供給及其の生産物の分配、(六)委託に依る土地の經營及管理、(七)其の他拓殖上必要なる事業の經營、(八)定期預金等の業務を營み、其の營業資本を得んが爲めには是亦拂込資本金額の十倍を限度とせる債券を發行し得ることとなり居れり、而して同會社の拓殖事業に必要な資金融通の方法は、(甲)定期償還貸付(一)移住民に對して五年以内の移住費貸付、(二)生産者に對して其の生産物を擔保とする一年以内の貸付、(三)不動産・鐵道・鐵業權其の他不動産上の權利を擔保とする五年以内の貸付、(四)公共團體又は特別の法令に依り組織したる產業組合に對して五年以内の無擔保貸付、(五)農業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對して五年以内の無擔保貸付、(六)財團其の他確實なる物件を擔保とする五年以内の貸付、(七)移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以内の貸付、(乙)年賦償還貸付(一)移住民に對して二十五年以内の移住費貸付、(二)不動産・鐵道・鐵業權其の他不動産上の權利を擔保とする三十年以内の貸付、(三)公共團體又は特別の法令に依り組織したる產業組合に對して三十年以内の無擔保貸付(四)財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の貸付、(丙)移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募引受等に分たるも、就中近時は土地の改良・開墾及水利事業に對する資金の融通最も多きを占むる傾向あり、之れ蓋し朝鮮の如き地勢よりせ

(1) 東洋拓殖株式會社刊『東拓十年史』一八頁以下、同刊『事業概況』、拓殖局刊『東洋拓殖株式會社事業一覽』七〇頁以下、

ば、先づ耕作適地の準備に其の資を投するの必要あるを以て、是等の事業に對する放資は寧ろ拓殖事業の堅實なる發達を示すものと言ふを得べし。

不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社の朝鮮の開發上に多大の貢獻を爲しつゝあることは之を疑ふ可からずと雖も、其の資金の融通方法に關しては常に地方の實況・慣習及民度の如何等を精査して、最も能く之に適合し得べき貸付條件を慎重に決定するに非ずんば、百の金融機關を設置するも結局地方に於ける資金融通難を緩和すること能はざるべし、此の見地よりせば母國の不動産金融機關と植民地の不動産金融機關との間には少くとも年賦又は定期償還の期限(例へば母國に於ける償還期限よりも植民地に於ける償還期限は一般に之を延長するの必要あるが如き)、無擔保貸付の場合に於ける連帶責任者に關する制限(例へば母國に於て要求する連帶責任者の數よりも植民地に於ては其の數を減少するの必要あるが如き)、營業資金を得んが爲めにする債券の發行の制限(例へば母國に於けるよりも植民地に於ては拂込資本金額に比して一般に債券の發行を寬にするが如き)等の根本要件に付きて差異を生ずるは免る能はざる所にして、金融機關の運用に關しても亦他の機關の運用に於けると同じく、植民地の實情を顧みずして妄りに母國の制度に準據せしめんとするが如きことは力めて之を避けざる可からず。

次に樺太に於ける金融機關に關しては、領有前に在りては固より領有後の今日と雖も殆ど見る

に足るべきものなく、唯僅に北海道拓殖銀行の明治三十八年以來金庫事務を執る傍ら不動産金融機關の任に當りつゝある以外には、全く地方的の性質を有せる小普通銀行あるのみ、樺太の産業的發展の特質も亦原始生産的の方面に存し、就中水産業に付きては樺太及北海道の沿岸一帯の水域は、所謂世界の三大漁場の一として、其の年々の産額樺太のみにも優に數百萬圓の巨額に達し、同島産業の大宗を成せり、水産物以外の天産物例へば林産及礦産物等の利用に付きても、今や調査計畫の時期は既に過ぎて之が實行に着手すべき時期に入れるに拘らず、資本の協力意の如くならざるよりは是等の富源の完全なる利用は前途尙ほ遼遠なりと言ふも過言に非ず、然るに同島に於ける金融機關の實況は上述の如く北海道に營業の本據を置き、資本金二千萬圓にして拂込資本金額の十倍を限度とする債券を發行し得るに過ぎざる北海道拓殖銀行の支店あるのみ、然かも該銀行は其の本據地たる北海道の拓殖事業に要する資本の供給力に於てすら、未だ充分なりと稱するを得ざる状態に在るを以て、對岸樺太の開發に必要な資本を遺憾なく融通し得るが如き餘力は之を有せず、故に樺太の富源の開發には先づ金融機關の設備の完成を急務とすべく、之が爲めには特殊の植民地銀行即ち普通銀行の業務以外に汎く水産業・林業・鑛業・農業等に資本を融通し得べき金融機關を設置するか、然らずんば現在の北海道拓殖銀行の資本金を更に増加し、且其の營業の内容に於ても樺太開發の目的を達し得る様變更を加へ、例へば年賦償還方法に依る不動産

1) 樺太廳刊『樺太廳治一斑』、谷口英三郎著『樺太殖民政策』四九五頁、北海道拓殖銀行刊『北海道金融史』八二頁以下、

抵當貸付の期限の如きも能ふ限り之を延長し、或は漁業者・農業者・工業者等をして組合を組織せしめ若くは連帶責任を以て資金融通の便を受くる條件を寛にし、或は拓殖債券の發行に關する制限を改むることに依りて貸付資金の充實を計る等、要するに從來北海道を主として對岸樺太の金融問題に關しては深く注意するに至らざりし現狀を改め、法令の示すが如く拓殖銀行をして北海道及樺太の拓殖事業に必要な資本を融通する目的を遺憾なく達せしむることを要す。

最後に準植民地たる關東州及我が國民の經濟的發展の圈内に入るべき滿洲に於ける金融機關に付きては、從來爲替銀行たる橫濱正金銀行・植民地銀行たる朝鮮銀行及東洋拓殖株式會社等に依りて資金融通の途を講じ來れるも、同地方に於ける我が國の經濟的勢力の伸展に伴ひ、是等の金融機關のみにては未だ以て不充分なりとし、別に滿洲に中央銀行を設立すべしとの提案は、從來在留邦人に依りて旺んに主張せられたる所に屬す。

滿洲の面積は今日尙ほ精確に之を知ること能はずと雖も、諸種の調査に基き約六萬四千七百里と算定せられ、朝鮮を包括せる我が國の全面積よりも大なること二萬一千二百里餘、奉天の一省のみにても一萬四千里の龐大なる面積を占め、地勢概ね平坦にして氣候・雨量・地味共に農牧に適し、農産物としては大小豆・高粱・粟・玉蜀黍・小麥・米・麻・煙草等を、又畜産物としては牛・馬・驢・騾・羊・豚類を、鑛産物としては金・銀・鐵・鉛・石炭等を豊かに産し、其の他林産及製鹽業の如

きも頗る有望なるを以て、是等の富源の開発は實に土着の住民を利するのみならず、該地方も密接なる關係を有せる我が國の如きも、直接間接に利益を享くること甚だ大なるを以て、其の開発に必要な資金の融通を圓滑ならしめんとするの主旨より、滿洲中央銀行設立の必要を提唱するに至れるは蓋し故なきに非ず、然れども又他方より之を考察する時は、滿洲に於て我が主權の自由に行はるゝ地域は租借地たる關東州と南滿洲鐵道の附屬地あるのみにして、前者の面積は屬島を合せて二百八十里餘、後者は其の延長七百哩に及ぶも各驛並に特別の地點に多少大なる面積を有する以外には、鐵路の兩側は其の幅員數十米突を出でざるより、全面積は十三方里餘に過ぎず、之を滿洲の全面積に比較せば僅に一萬分の三十五餘に該當せり¹⁾。

滿洲に於ける原始生産的富源の豊饒なることは上述の如しと雖も、是等の富源を直接我が國人の手に依りて開發せんと欲せば、單に該地方が我が經濟的發展の勢力圏内に在りとの理由のみを以ては未だ不充分にして、之と共に我が國民をして安んじて其の富源の開発に當らしめ得べき完全なる保證の存することを必要條件とす、例へば農業的富源の開発に付きて之を觀るも、土地の所有權又は永久的占有權の確保は之が先行要件となるが如き是れなり、彼の巨萬の國費と私財とを投じたる青島に於ける我が國民の經濟的發展の、終に失敗に歸したる事蹟の如きは、全く此の要件を輕視したるに因れるものと言ふも不可なし、斯かる見地よりせば所謂滿洲に於ける豊饒な

1) 關東都督府民政部『滿蒙經濟要覽』參照、

る原始生産的の富源の開發は、之が先行要件たる各種の權利關係の安全なる保證を得るに至る迄は、直接我が國人の手に依りて之を開發せんとするが如きことは成るべく之を避け、寧ろ土着の住民を奨励して之に當らしむるを良策とすべし、既に原始生産的の富源の開發には土着の住民をして之に當らしめ、我が國人は是等の生産物に或は加工し、或は之が賣買交換に従事することに依りて其の利益に與かるべきものとせば、滿洲に於ける我が國民の經濟的發展に必要な金融機關は、其の本質に於ては不動産銀行のものに非ずして、却て動産銀行・爲替銀行若くは貿易銀行の性質を有するものたることを要す、此の如くに觀察し來る時は、從來滿洲に於ける中央金融機關の必要を唱ふる論者等が、之を恰も純然たる自國の植民地に於ける金融機關の如くに看做して、不動産銀行の本質を之に有せしめんとせるが如きは、少くとも現今の事情の下に在りては適切な計畫と稱するを得ざるなり。

若し夫れ滿洲に於ける我が國民の發展上不動産金融機關の必要を感ずるものありとせば、それは關東州及南滿洲鐵道の附屬地内に於て問題となり得べきものにして、之れ以外の地方に於ては現今不動産銀行の活動の餘地殆ど無しと言ふも不可なし、而して關東州及南滿洲鐵道の附屬地内に於ける不動産金融の機關としては、現に其の任に當りつゝある東洋拓殖株式會社の如き機關をして、此方面に一層其の機能を發揮せしむるを以て急務とすべく、之が爲めに必要な資金準備の

方法としては、或は債券の發行に特別の便宜を與へ、或は低利資金を融通するの途を講ずるが如きも其の一方法たらずんばあらざるなり、次に動産銀行・爲替銀行若くは貿易銀行の性質を有する滿洲中央銀行の設立に關しても、既設の金融機關を無視して新に此の如き機關を設くることは大に考慮を要すべき問題にして、能ふ可くんば比較的堅實にして且相當の經驗と信用とを有せる既設の金融機關を基礎として、斯かる目的を達せしむるに適する様其の組織に變更を加へしむるを適當とすべし。

以上吾人は植民地の金融機關の特質を論ずると共に、其の富源の開發に必要な資金融通の問題に就きて要説したり、植民地の經濟政策上攻究を要すべき問題は固より之のみに止まらずと雖も、既に述べたるが如く本論に於ては植民地の土地問題及勞力問題に對して資本融通の問題を論せんとするに在りしを以て、爾餘の經濟政策上の問題に關しては別に題目を改めて攻究する所あらんとす。

(完)